○札幌市消防団員の自家用車の公用使用に関する要綱

（令和６年９月１８日消防局長決裁）

最終改正（令和８年３月１８日）

（趣旨）

第１条　この要綱は、札幌市消防団に所属する消防団員(以下「団員」という。)が公務のために、自家用車を使用するときの取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

⑴　自家用車とは、道路運送車両法(昭和２６年法律第１８５号)第２条第２項に規定する自動車のうち大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに二輪の軽自動車及び小型自動車を除くもので、自動車検査証の所有者又は使用者が、自己若しくは配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)、子、父母、兄弟姉妹若しくは配偶者の父母又は自己若しくはこれらの者が代表者となっている法人若しくは被用者である団員が消防団活動に協力することを推進している法人(消防団協力事業所)であり、かつ、団員が日常的に使用しているものをいう。

⑵　公用使用とは、消防団長(以下「団長」という。)の命令により、市内の消防団活動で自家用車を使用することをいう。

⑶　災害とは、札幌市消防団災害活動等要綱(平成１９年消防局長決裁)第２条第１号に規定する災害をいう。

⑷　消防団自動車とは、市が所有権を有し消防団が管理する自動車をいう。

（公用使用の基準）

第３条　団長は、次の各号のいずれかに掲げる場合であって、徒歩又は公共交通機関の利用では公務の遂行が著しく停滞又は困難となる場合に限り、次条の規定により登録した自家用車を公用使用させることができる。

⑴　用務地まで資機材の搬送が必要な場合

⑵　用務地まで遠くかつ人員の輸送が必要な場合

⑶　消防団活動が広範囲に及ぶ業務を実施する場合

⑷　火災警報発令時(消防法(昭和２３年法律第１８６号)第２２条に基づき市長が発令するもの)における巡回業務を実施する場合

２　消防団自動車が配置されている消防団又は分団においては、消防団自動車を優先し

て使用することとする。

３　第１項の規定により公用使用する場合において、団員以外は同乗できないものとする。

（自家用車の登録の手続）

第４条　公用使用する場合は、次の各号に掲げる手続により当該自家用車を登録しなければならない。

⑴　団員は、公用使用する自家用車届（様式１）に運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）に規定する自動車損害賠償責任保険（自動車損害賠償責任共済を含む。以下「自賠責保険等」という。）証書及び任意加入による自動車保険（自動車共済を含む。以下「任意保険等」という。）証書の写しを添え、団長に届け出なければならない。

⑵　団員は、前号の届出事項に変更が生じた場合は、遅滞なく団長に届け出なければならない。

⑶　団長は、前２号の届出がなされたときは、次条に規定する要件を満たしている場合に限り、札幌市消防団自家用車公用使用登録証書（以下「登録証書」という。）（様式２）を発行し、届出のあった団員に交付するものとする。

⑷　団長は、前号に基づき登録証書を交付した場合は、札幌市消防団自家用車公用使用登録簿（様式３）を作成しなければならない。

２　団長は、任意保険等や自賠責保険等の加入状況等、公用使用する自家用車届（様式１）の記載事項について、必要に応じて書類の提示を求めるなどして、次条の各種要件を満たしていることを確認しなければならない。

３　第１項第１号及び第２号の規定による届出は、札幌市消防団事務処理要綱（昭和５５年７月１日局長決裁。以下「事務処理要綱」という。）第８条第２項の規定に基づき、本部長又は分団長（以下「分団長等」という。）を経て団長に届け出なければならない。

（自家用車の登録の制限）

第５条　団長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条に規定する登録をしてはならない。

⑴　第２条第１号に定義するとおりの所有状況かつ使用状況となっていない場合

⑵　当該自家用車について、自賠責保険等の契約が締結されていない場合

⑶　当該自家用車について、任意保険等として、対人賠償無制限、対物賠償無制限、搭乗者傷害保険１千万円以上（人身傷害保障保険と合わせて１千万円以上の場合を含む。）及び無保険車傷害保険２億円以上の契約（公用で使用した際の事故が当該任意保険等の適用対象となっていること）を締結していない場合

⑷　交通事故が発生した場合に、当該団員（保険契約者が別名義の場合は当該保険契約者及び当該団員の両者）が自家用車の自賠責保険等及び任意保険等の保険金（共済金）を損害賠償に充てることについて承諾していない場合

⑸　当該団員が、過去１年間において自動車の運転に関し罰金刑に処せられている場合

（自家用車の登録の取消）

第６条　団長は、自家用車の登録について、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを取り消すものとする。

⑴　前条各号に規定する状況となった場合

⑵　当該団員が退職した場合

⑶　その他、団長がふさわしくないと判断した場合

２　第１項の規定により取り消された団員は、速やかに登録証書（様式２）を団長に返納しなければならない。

（公用使用の手続）

第７条　団員が公用使用するときは、その都度分団長等の承認を受けなければならない。

２　分団長等は、所属団員が公用使用した場合、電磁的方法又は自家用車の公用使用結果報告書（様式４）により、団長に報告しなければならない。

３　団長は、前項の報告を受けたときは、当月分を取りまとめ、自家用車の公用使用簿（様式５）により、消防局長へ報告するものとする。

（公用使用承認の制限）

第８条　分団長等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条に規定する承認をしてはならない。

⑴　当該団員が、運転免許証、自動車検査証、自賠責保険等証書及び登録証書（様式２）を携帯していない場合

⑵　当該団員の運転免許証の有効期限及び取消し処分等に係る効力の事実を確認し、

不適格と認めた場合

⑶　当該団員の健康状態が過労、病気その他正常な運転に適さないと認められる場合

⑷　気象条件、道路条件が悪く、自家用車の運転に危険が伴うおそれがある場合

⑸　運転前に、当該団員にアルコール反応が検知された場合

２　分団長等は、公用使用する団員に対し、交通事故を未然に防止するため前項各号に掲げる事項の励行徹底を図り、適切な指導監督を行うとともに当該団員に過度の負担がかからないよう十分留意しなければならない。

３　第１項第５号の検知方法等については、第１４条の規定に基づき、別に定める。

（運転者の義務）

第９条　団員は、公用使用するにあたり、次の各号に掲げる事項を守り、安全の確保に努めなければならない。

⑴　道路交通法等法令の規定を遵守すること。

⑵　心身の状態がすぐれないときは運転を避けること。

⑶　気象、道路条件が悪く運転に危険が伴うおそれがあるときは運転を避けること。

⑷　整備不良による事故等の未然防止のため、自家用車の整備点検に万全を期すこと。

２　団員は、公用使用するにあたり、前条第１項第１号に掲げる各書類を携帯しなければならない。

３　団員は、公用使用中に、体調不良等のため運転に支障があると判断した場合は、遅滞なく分団長等に申し出なければならない。

（費用弁償等）

第１０条　公用使用した場合に発生する燃料及びその他消耗品にかかる費用については、札幌市消防団条例（昭和３０年条例第９号）に定める出動報酬に包含されている費用弁償で賄うこととする。

２　公用使用中に発生した自家用車の故障等の修繕費用については、当該団員の過失の有無にかかわらず、市はその責を一切負わないものとする。

（交通事故の報告）

第１１条　団長は、交通事故が発生したときは、公用使用中の自家用車運転事故報告書（様式６）により、速やかに消防局長に報告しなければならない。

２　消防局長は、前項の報告により必要があると認めるときは、事故の発生原因等につ

いて調査することができる。この場合、当該団員はこれに協力しなければならない。

（交通事故の賠償等）

第１２条　この要綱の規定に基づき公用使用中の自家用車の運行によって他人に損害を与えた場合における損害賠償は、災害の発生又は災害の発生のおそれがあり、かつ、第３条第１項各号に該当する場合、市が契約する保険により賠償する。

２　前項の規定に基づく賠償によりてん補できる損害の部分を除き、団員の自賠責保険等及び任意保険等により賠償する。

３　前２項の規定にかかわらず、被害者が市に対し損害賠償請求をした場合、団長は、札幌市事故賠償等事務処理要綱（平成１６年３月２９日総務局長決裁）に基づき当該事故の処理にあたるものとする。

４　第１項及び第３項に規定する場合において、当該団員に故意又は重大な過失があったときは、市は当該団員に対して求償することができる。

５　団員に損害が生じた場合における加害者に対する損害賠償の請求等については、公務災害補償を除き、当該事故の当事者間で処理するものとする。

６　当該自家用車に生じた損害について、団員の過失の有無にかかわらず、市が契約する保険の賠償によりてん補できる損害を除き、市はその責を一切負わないものとする。

（登録又は承認を受けない自家用車の公用使用）

第１３条　当該団員が、この要綱の規定に違反して公用に自家用車を使用し、他人に損害を与えた場合において市がその損害を賠償したとき、その他当該運行により市に損害が生じたときは、第１２条第４項の規定に従い、当該運行についてその責を有する団員に対し、当該賠償額又は損害額の全額を求償し、又は請求するものとする。

２　前項の運行により団員に損害を生じた場合は、当該事故の当事者間で処理するものとする。

３　第１項の運行により当該自家用車に生じた損害については、団員の過失の有無にかかわらず、市はこの責を一切負わないものとする。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附　則

１　この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。

２　この要綱の施行において、札幌市消防団員の自家用車の公用使用に関する要綱第１２条の規定は、市が契約する保険の契約期間開始日から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。